

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和5年5月26日

厚生労働省

医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案について、令和5年1月26日（木）から同年2月24日（金）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	2-イソブトキシエタノールについて、現行の10%以下のままで問題無いと考えるが、除外濃度を高める理由があるのか。	「2-イソブトキシエタノール15%以下を含有する製剤」の劇物からの除外については、令和4年度第1回薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会で審議され、同物質15%以下においては劇物に該当する有害性がないことが確認されたことから、除外する製剤の含有割合を10%以下から15%以下に改めることとしています。
2	四酸化ニアンチモンについて、燃焼処理した際に三酸化アンチモンが生成され、ペットボトルなどの再利用をする際の障害になりかねないので、劇物から除外するのであれば、使用量に対して例えば『10%まで』と制限を加えてはどうか。	毒物及び劇物取締法は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の危害の防止の見地から流通、販売、取扱等に係る必要な規制を行うことを目的としております。そのため、今回

		<p>劇物に相当する毒性を持たないことが明らかとなり、劇物の指定から外れる物質について、本法律において特段の規制を設けることはないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
--	--	---